

職業訓練生総合保険のご案内

*2025年4月1日以降入校の訓練生用

職業訓練生災害傷害保険+賠償責任補償特約

- この保険は職業訓練生の皆さまが安心して訓練(授業)を受けることを目的として、**職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練・認定職業訓練**を受ける職業訓練生の皆さまだけがご加入できる保険として設立された保険です。
制度発足以来240万人を超える訓練生の方々にご加入され、大変お役に立つ保険としてご好評をいただいております。
- この保険制度は民間保険の一つとして中央職業能力開発協会と国内損害保険会社4社が共同で運営している保険商品であり、同協会が窓口となっております。

「職業訓練生総合保険」はこんな時にお役に立ちます。

ケガの補償

『訓練中・通校途上の事故』による、『ケガ』を補償します。



天災による
ケガも
補償します

熱中症も
補償します



お支払い事例

訓練中・通校途上の
『死亡事故』

自転車で通校途上に自動車と接触。
脳挫傷により死亡。

支払保険金

2,200万円

お支払い事例

訓練中・通校途上の
ケガによる『後遺障害』

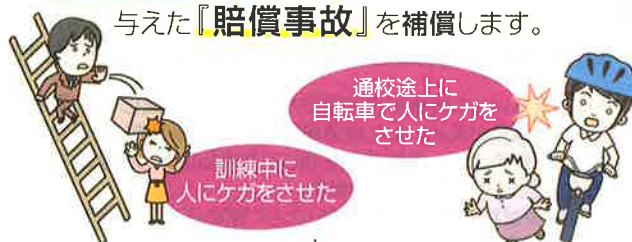
作業訓練中にベルトコンベアーに
指を挟み欠損

支払保険金

924万円

賠償事故の補償

『訓練中・通校途上』に過って他人に損害を与えた『賠償事故』を補償します。



通校途上に
自転車で人にケガを
させた

訓練中に
人にケガをさせた

※治療・修理費用のほか、裁判費用なども補償されます。
※法律上の賠償責任が生じる場合に限りです。

『受託物賠償事故』を補償します。

・訓練校内 ・職場実習先 ・自宅リモート訓練

訓練のために
貸与された
財物を壊した



※法律上の賠償責任が生じる場合に限りです。

お支払い事例

訓練中の『賠償事故』

後方から来る相手をよく確認せず、ガラス
扉を強く閉めてしまい、相手にケガをさせた

支払保険金

931万6千円

お支払い事例

『受託物賠償事故』

訓練中、実習先から借りた機械の取扱
いを誤り、アーム部分を破損した。

支払保険金

26万円

*このパンフレットは職業訓練生総合保険に関する重要な事項を説明しております。ご加入前に必ずお読みください。

*加入ご希望の方は早めにお手続きをお願いいたします。訓練開始日の前日までにお手続きください。なお、原則として入校後14日を過ぎた方はご加入ができませんのでご注意ください。

*払込金受領証(ご利用明細票)は大切に保管してください。(事故の際に、保険に加入している証明として写しをご提出いただくことがあります。)

動画でもご案内しています

右の二次元コードまたは
下記URLよりアクセス
してください。

<https://gcn.heteml.net/shokugyo-kunren-hoken/2024/>



保険金の種類と内容

傷害保険金	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
	死亡保険金	保険期間中の事故（ただし、訓練中または通校途上の事故）によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡保険金 2,200万円 ^(注1)
	後遺障害保険金	保険期間中の事故（ただし、訓練中または通校途上の事故）によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が生じた場合	後遺障害保険金 程度に応じて 88万円～2,200万円 ^(注1～4)
	入院保険金	保険期間中の事故（ただし、訓練中または通校途上の事故）によるケガ*のため、入院*され、終日職業訓練または就業のいずれも行うことができない状態にある場合（一部でも訓練に参加した場合は、対象となりませんのでご注意ください。）	入院保険金日額5,000円 × 入院の日数 ^(注5～6)
	通院保険金	保険期間中の事故（ただし、訓練中または通校途上の事故）によるケガ*のため、通院*された場合 ^(注7)	通院保険金日額3,000円 × 通院の日数 ^(注8～10)
賠償責任補償特約	(一般)賠償責任	日本国内において、保険期間中に他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を破損させたりするなど、約款所定の事故により 法律上の損害賠償責任を負った場合	支払限度額 3億円 (1事故あたり免責1,000円)
	受託物賠償責任	日本国内において、保険期間中に受託物を破損させたりしたために 法律上の損害賠償責任を負った場合	支払限度額 100万円 (1事故あたり免責1,000円)

○(一般)賠償責任と受託物賠償責任の区別は、下記の「保険金をお支払いする場合」をご覧ください。

(注1) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、2,200万円が限度となります。

(注2) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。

(注3) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。

(注4) 同一の部位に後遺障害*を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。

(注5) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする入院の日数は180日が限度となります。

(注6) 入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。

(注7) 通院*されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時

装着したときは、その日数について通院したもののみとみなします。

(注8) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院*に対しては通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院の日数は90日が限度となります。

(注9) 入院保険金をお支払いする期間中に通院*された場合は、通院保険金をお支払いしません。

(注10) 通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

●天災厄除補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。

●熱中症厄除補償特約がセットされているため、訓練中または通校途上に生じた急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする場合

傷害保険	次に掲げる間に急激かつ偶然な外来の事故でケガ*をされた場合、保険金をお支払いします。	④技能検定試験等の各種試験受験中(訓練の一環として受験する場合)
	①学科、実技(実験、実習、演習を含む)、オンライン訓練中 ②入校式、オリエンテーション、修了式などの行事参加中 ③休憩時間中、クラブ活動中で職業訓練施設の管理下中	⑤自宅、寄宿舎あるいは勤務先からの通校途上* *通校途上とは「合理的な経路および方法により往復している間」をいいます。従って経路を逸脱または中断した場合は、対象とはならない場合がありますのでご注意ください。
賠償責任補償特約	日本国内にて次に掲げる偶然な事故により 法律上の賠償責任を負った場合 に保険金をお支払いします。	④被保険者の住居または被保険者を雇用する事業主の施設と職業訓練校との通校途上に発生した偶然な事由
	【(一般)賠償責任】 次のいずれかに該当する事由により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を破損させたりした場合 ①被保険者の職業訓練中に発生した偶然な事由 ②被保険者が職業訓練に伴って提供した財物に起因する偶然な事由 ③被保険者の職業訓練の結果に起因する偶然な事由	【受託物*賠償責任】 職業訓練に伴って被保険者が占有、使用または管理する他人の財物の偶然な事由による破損、盗難、紛失または搾取があった場合

保険金をお支払いしない主な場合

傷害保険

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によるケガ*
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
- 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用している運転中のケガ
- 脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ
- 妊娠、出産、早産または流産によるケガ
- 外科的手術その他の医療処置によるケガ(引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*によるものである場合には、保険金をお支払いします。)
- 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象

- となります。)
- 核燃料物質等の放射性、爆発性等によるケガ(ただし、被保険者が核燃料物質等またはこれらを使用する装置を用いて行う研究・実験活動に従事している間については、保険金をお支払いします。)
- 原因がわからないときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの
- 入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
- 原因がわからないときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎

など

(注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

賠償責任補償特約

【共通】

- 法律上の賠償責任が生じない事故
- 保険契約者または被保険者の故意
- 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による賠償責任
- 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- 車両の所有、使用に起因する賠償責任**
- 航空機、船舶、銃器の所有、使用、管理に起因する賠償責任
- 被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任(訓練の一環で行う作業は職務遂行に該当しません)
- ソフトウェア、データ等の無体物の破損に対する賠償責任
- 戦争、その他の変乱*、暴動による損害
- 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害
- 核燃料物質等の放射性、爆発性等による損害
- 情報漏えい*に起因する賠償責任
- 被保険者の配偶者*、被保険者またはその配偶者と同居の親族*、被保険者またはその配偶者と別居の未婚*の子に対する賠償責任
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合で、その約定により加重された賠償責任

【(一般)賠償責任】

- 提供物*または職業訓練の結果が、所期の効能・性能を発揮できなかったことに起因する賠償責任(ただし、提供物の本来意図しなかった悪影響による事故については、保険金をお支払いします。)

- 提供物の欠陥による提供物自体の破損に対する賠償責任
- 被保険者が故意または重大な過失により、法令に違反して製造、販売または提供した提供物に起因する賠償責任

【受託物賠償責任】

- 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用している運転中の事故による損害
- 被保険者に引き渡される以前から受託物に存在した欠陥
- 公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害
- 受託物に発生した自然発火または自然爆発
- 偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電気的故障・機械的故障(故障等)による損害
- 自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害
- 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害
- 引き渡し後に発見された損壊による損害賠償責任
- 受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等)
- 通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任
- 別記「補償対象外となる主な「受託物」」の損害

など

補償対象外となる主な「受託物」

- 通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- 貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品その他これらに類する物
- 船舶^(注1)、航空機およびこれらの付属品
- 銃砲、刀剣その他これらに類する物
- 被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
- 動物、植物等の生物
- 建物^(注2)
- 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
- 公序良俗に反する物

(注1)船舶には、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

(注2)建物には、次に掲げるものを含みます。

ア.畳または建具類

イ.建物に定着^(注3)している配線・配管、電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、暖房・冷房設備、エレベーター、リフトその他の付属設備

ウ.建物に定着^(注3)している設備と機能上分離できないガス設備の給湯器、暖房・冷房設備の室外機その他これらに類する関連付属の設備・装置

エ.浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に定着^(注3)している物

(注3)定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

〈別表〉

補償対象外となる運動等

- 山岳登山^(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(注2)操縦^(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- (注1)山岳登山とは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。

(注2)航空機には、グライダーおよび飛行船は含みません。

(注3)航空機操縦には、職務として操縦する場合は含みません。

(注4)超軽量動力機とは、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

保険期間の設定について

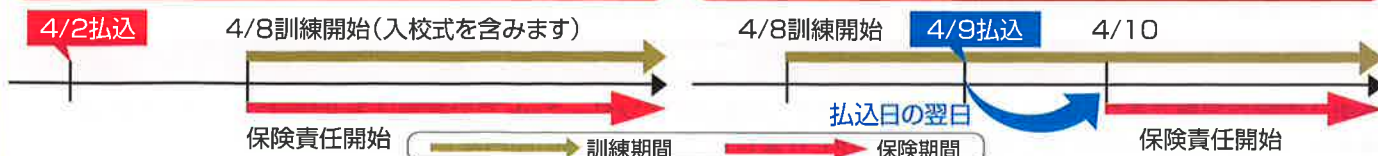
- 本保険制度においては、訓練開始日から訓練最終日を保険期間とする加入を基本としています。
- 従いまして、**インターンシップや校外実習等特定の期間だけの加入はできませんのでご注意ください。**

保険責任開始日は下記のとおりとなります。

- ①訓練開始日の前日までに申込(=払込)された場合、訓練開始日が保険責任開始日となります。(下記「◎例1」ご確認)
- ②訓練開始日以降に申込(=払込)された場合、保険責任開始日は申込日(払込日)の翌日となります。(下記「◎例2」ご確認)
- ③保険の終了日は、訓練の最終日となります。ただし、訓練のカリキュラム終了や途中で退校した時点で、保険の効力は消失します。(訓練中の保険であるため)

◎例1 払込票にて4/2に申込(払込)、訓練開始日が4/8の場合

◎例2 訓練開始日は4/8だが、払込票にて4/9に申込(払込)の場合



ご注意

保険期間(＝訓練期間)と保険料

○保険期間が1年超で、下表に記載のない保険期間となる場合は、別途お問い合わせください。(1か月単位で保険料が異なります。)
○保険期間は、保険開始日から訓練終了日までとします。下記をご参照ください。

保険期間	保険料
7日間まで	1,400円
15日間まで	1,550円
1か月間まで	1,900円
2か月間まで	2,500円
3か月間まで	3,100円
4か月間まで	3,700円
5か月間まで	4,300円

保険期間	保険料
6か月間まで	4,900円
7か月間まで	5,550円
8か月間まで	6,150円
9か月間まで	6,750円
10か月間まで	7,350円
11か月間まで	7,950円
1年間まで	8,550円

保険期間	保険料
1年6か月	12,200円
1年9か月	14,000円
1年10か月	14,600円
1年11か月	15,250円
2年間	15,850円
3年間	23,100円
4年間	30,300円

【保険料計算時のご注意】 *保険料が不足している場合、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。

◎保険開始日が4月8日の場合:翌月応当日の前日までを1か月とします。

・訓練終了日が5月7日までの場合…保険期間は1か月(保険料1,900円)

・訓練終了日が5月8日までの場合…保険期間は2か月(保険料2,500円)となります。

*保険開始時刻は0時、終了時刻は24時となっていることから、4月8日0時～5月7日24時までが1か月間となります。

*保険期間が1か月を超える場合は、1か月を単位とした保険料とします。またその場合、1か月未満の端日数を1か月として計算します。



※印の用語の説明

●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。

「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。

「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。

①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒

(*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。

●「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないものを除きます。

●「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。

●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含まれません。

●「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。

・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱

・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等の固定具を装着した場合に限ります。

・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。

●「提供物」とは、被保険者が職業訓練に伴って提供した財物をいいます。

●「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。

●「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。

●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。

●「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

●「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。

●「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

●「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。

●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。

●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。

●「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

●「受託物」とは、被保険者が職業訓練に伴って占有、使用または管理する他人の財物をいいます。

加入方法

○別紙「払込取扱票(兼加入申込票)」に必要事項をご記入のうえ、必ず郵便局にてお手続きください。

(保険料払込時には、払込手数料は払込人負担となります。)

○お手続きは、郵便局窓口もしくは郵便局ATMからのお振込みにてお願いします。

郵便局ATMご利用の場合は必ず「払込取扱票(兼加入申込票)でのご送金」を選択してからお手続きください。

○ゆうちょ通帳アプリをご使用の場合は「払込書払い」を選択してお手続きください。



注意事項

◆申込内容が把握できないため、「ゆうちょ口座間のご送金」や「インターネットでのお振込み」は行わないでください。

◆原則として入校後14日を過ぎた方はご加入ができません。訓練開始日の前日までにお手続きください。

加入後の退校について

退校または解約される際、保険期間が**3か月以上残っている場合**には、解約手続きが可能です。学校より「解約・退校通知書(兼)返還保険料振込指定書」をお取り寄せのうえ、遅滞なくご送付ください。

(加入保険期間)^(注) - (既経過保険期間) = 3か月以上

(注)ここでいう加入保険期間とは、ご加入時にお支払いいただく保険料に応じた保険期間をいいます。また、保険期間が1か月を超える場合は、1か月未満の端日数を1か月として計算した、1か月単位の保険期間をいいます。

例

解約返れいできる場合

退校日 2025年12月28日
加入保険期間^(注) 2025年4月8日～2026年3月13日 1年間
既経過保険期間 2025年4月8日～2025年12月28日 8か月21日

1年-8か月21日⇒3か月以上

例

解約返れいできない場合

退校日 2026年1月8日
加入保険期間^(注) 2025年4月8日～2026年3月13日 1年間
既経過保険期間 2025年4月8日～2026年1月8日 9か月1日

1年-9か月1日⇒3か月未満

解約返れい金の計算

(ご加入時の保険料) - (既経過保険料) = 解約返れい金

既経過保険料は1か月未満の端日数については1か月として計算します。

※解約返れい金は未経過期間分よりも少なくなります。解約返れい金のお振込は「解約・退校通知書」を受付した日の属する月の翌々月末となります。

その他の注意事項

＜保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡＞

●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

＜示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。＞

●この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、事前に引受保険会社へご相談ください。

なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、引受保険会社が損害賠償責任がないと認められた額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

＜保険金支払いの履行期＞

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(※1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(※2)を終えて保険金をお支払いします。^(※3)

(※1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(※2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(※3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

＜保険金のご請求時にご提出いただく書類＞

●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)*が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- 引受保険会社所定の保険金請求書
- 引受保険会社所定の同意書
- 職業訓練校の長が発行する事故証明書
- 職業訓練校の長が発行する休校証明書または事業所の責任者の欠勤証明書
- 公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- 事故原因・損害状況に関する資料
- 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等)

料(住民票、健康保険証(写) 等)

- 引受保険会社所定の診断書
 - 診療状況申告書
 - 死亡診断書
 - 他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
 - 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
 - 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

＜代理請求人について＞

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいないうちは、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)*が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

＜その他＞

●次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約等」^(*)と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となりますのでご注意ください。

①始期日時点で被保険者が満15才未満の場合

②保険契約者と被保険者(満15才以上)が異なる場合で、その被保険者の同意(署名)が引受保険会社所定の書面にないとき

●「同種の危険を補償する他の保険契約等」^(*)がある場合は、払込取扱票(兼加入申込票)の「他の保険契約等」欄に必ずご記入ください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、被保険者が同一であり、パーソナル生活補償保険、普通傷害保険等の身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等をいい、積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

●死亡保険金受取人は民法で定める被保険者の法定相続人となります。(その他の方をご指定になる場合は、代理店・扱者までご連絡ください。)

●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

- この保険は中央職業能力開発協会が保険契約者となる包括契約です。(2025年4月1日0時から2026年3月31日24時までの間に訓練を開始する方の申込を対象とします。)被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まない場合があります。また、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- この制度でお申込人および被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲は、職業能力開発促進法に定める職業訓練を受ける方です。なお、被保険者の交代はできません。
- この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

三井住友海上(幹事会社):72.2% 東京海上日動:11.1%
損害保険ジャパン:11.0% あいおいニッセイ同和損保:5.7%

〈経営破綻した場合等の保険契約者の保護について〉

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
 - ・保険期間1年以内の場合は保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
 - ・保険期間1年超4年以内の場合は保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

重要事項のご説明

契約概要のご説明(職業訓練生災害傷害保険)

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、職業訓練生災害傷害保険普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

- 職業訓練生総合保険(職業訓練生災害傷害保険普通保険約款・賠償責任補償特約)は、被保険者(補償の対象者)である訓練生の皆さまが職業訓練中・通校途中において事故によりケガをされた場合、および、約款所定の事故により過って他人に損害を与え法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
- 被保険者(補償の対象者)について
お申込みいただいた職業訓練生の方で本人が被保険者(補償の対象者)となります。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は本パンフレットのとおりのことです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額
本パンフレットをご参照ください。
- ②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
本パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

本パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

本パンフレットをご参照ください。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、払込取扱票(兼加入申込票)の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、本パンフレットの「保険金の種類と内容」および普通保険約款・特約等にてご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、本パンフレットの保険料欄にてご確認ください。詳しくは代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

3. 保険料の払込方法について

本パンフレットをご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間が3か月以上残っている場合には、未経過分の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(職業訓練生災害傷害保険)

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、職業訓練生災害傷害保険普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は中央職業能力開発協会が保険契約者となる包括契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申しいただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実

を正確に知らせる義務のことです。

- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、払込取扱票(兼加入申込票)に記載された内容のうち、「○」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。払込取扱票(兼加入申込票)の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

■他の保険契約等(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、パーソナル生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

①被保険者の在籍期間が変更された場合

②被保険者が予定在籍期間の中途において退校した場合

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

(3)その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、払込取扱票(兼加入申込票)の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、被保険者が同一であり、パーソナル生活補償保険、普通傷害保険等の身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等をいい、積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	死亡保険金	・死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合

・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。

・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*)保険契約 その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

特約などのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(職業訓練生災害傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、**保険料が無駄になることがあります**。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、**特約の補償がなくなる場合がありますのでご注意ください**。

3.補償の開始時期

保険責任は、保険期間の初日の午前0時に開始します。保険料は、本パンフレット記載の方法により払込みください。本パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4.保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

本パンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細

は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。

②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5.保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、本パンフレット記載の方法により払込みください。本パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6.失効について

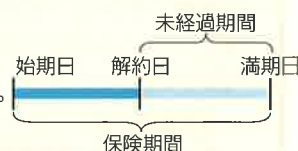
ご加入後に被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、保険期間が3か月以上残っている場合、未経過期間分の保険料を返還します。

7.解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・中途脱退もしくは退校された場合で、保険期間が3か月以上残っている場合は解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じた払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8.保険会社破綻時等の取扱い

本パンフレット5ページをご参照ください。

9.個人情報の取扱いについて

本パンフレット7ページをご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

有限会社 中央労働サービス TEL:03-6300-7817
平日 10:00～16:00(年末・年始は休業させていただきます。)

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277(無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



万一、事故が起こった場合は

事故にあわれた場合は学校とご相談のうえ、すみやかに下記事故受付センターへご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

事故はいち早く

0120-258-189(無料)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】

受付時間[平日 9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
携帯電話からも利用できます。IP電話からは 03-4332-5241 におかけください。

おかけ間違いにご注意ください。

詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

職業訓練生総合保険加入証明書(受領証貼付用シート)

**払込金受領証(ご利用明細票)を貼り付ける
ことにより加入証明書となります。
訓練期間中、大切に保管ください!**

※事故の際に、保険に加入している証明として写しをご提出いただく
ことがあります。

- ①事故の際や紛失した場合に備え、
本紙の写しを学校にご提出ください。
- ②郵便局ATMにて払込まれた場合は、
ご利用明細票を貼り付けてください。



コピーを
学校へ!!



ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、下記の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 保険商品が右記の点で**お客さまのご希望に合致した内容となっていること**
をパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等について
は、ご加入の要否をご確認ください。

- ◎保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
- ◎保険金額(ご契約金額)
- ◎保険期間(保険のご契約期間)
- ◎保険料・保険料払込方法

2. 払込取扱票(兼加入申込票)への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

内容をよくご確認ください。払込取扱票(兼加入申込票)に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が
次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、在籍する職業訓練施設、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

万一、事故が起こった場合は

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189(無料)

自動音声の流れますので、「2、電話での受付」をご選択ください。その後、事故の種類は「4、その他の事故のご連絡」をご選択ください。

オペレーターに繋がりましたら、「職業訓練生総合保険の加入者」とお伝えください。

代理店・扱者

有限会社中央労働サービス

〒164-0012

東京都中野区本町2-2-13

NKCビルディング4階

TEL:03-6300-7817

平日 10:00~16:00

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社(幹事会社)

広域法人部 営業第一課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL:03-3259-6692 平日 9:00~17:00

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

損害保険ジャパン株式会社

東京海上日動火災保険株式会社

(以上五十音順)